労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月８日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,117円」を「１時間1,173円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人小原浩司の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年10月８日　　広島法務局

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年10月８日　　中国経済産業局長　向野陽一郎

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和８年12月７日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和８年12月７日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
有限会社せきさゆり友の会	山口県萩市大字東田町68番地の７	令和８年９月７日

記

あて先　〒730―8531　広島県広島市中区上八丁堀６番30号
中国経済産業局産業部消費経済課
電話082―224―5671
メールbzl-kanpu06@meti.go.jp

様式

申　　出　　書

中国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年10月８日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
有限会社せきさゆり友の会	山口県萩市大字東田町68番地の７	友第6026号	令和８年９月７日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第２００２６号

栃木県足利市伊勢町１丁目５番地１
申立人　セントラルハイツ足利管理組合法人
本籍栃木県足利市名草下町4011番地１
最後の住所栃木県足利市伊勢町１丁目５番地１
セントラルハイツ足利605
死亡の場所群馬県太田市
死亡年月日令和４年２月16日
出生の場所栃木県足利市
出生年月日昭和12年４月15日
職業　不詳　被相続人　亡　高橋　晴美
事務所　埼玉県熊谷市筑波2-20　木村ビル３階　星川法律事務所
相続財産清算人　弁護士　自在　暁
催告期間満了日　令和９年４月20日
宇都宮家庭裁判所足利支部

令和８年（家）第９０２８２号

東京都国立市北１丁目７番１
申立人　クレッセント国立・ディアナプレイス管理組合
本籍神奈川県相模原市緑区川尻５１９７番地
最後の住所東京都国立市北１丁目７番の１　クレッセント国立ディアナプレイス１１０４
死亡の場所東京都国立市
死亡年月日令和７年１０月１５日
出生の場所大阪府布施市
出生年月日昭和３６年７月２８日
職業　会社員　被相続人　亡　武内　和雄
事務所　東京都立川市曙町２－３１－１５　日住金立川ビル６階　弁護士法人福澤法律事務所立川支所
相続財産清算人　弁護士　池浦　慧
催告期間満了日　令和９年４月２０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第８１０３１号

東京都港区芝二丁目３１番１９号
申立人　ＡＧビジネスサポート株式会社
本籍広島県呉市音戸町先奥二丁目８３０１番地
最後の住所大阪府門真市松生町５番１号
死亡の場所大阪府門真市
死亡年月日令和７年４月２０日
出生の場所大阪府守口市
出生年月日昭和５２年８月２５日
職業　不明　被相続人　亡　栗濱　誠二
住所　大阪市北区西天満１－２－５大阪ＪＡビル２階
相続財産清算人　弁護士　野村　佳代子
催告期間満了日　令和９年５月１２日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第３０２２号

滋賀県長浜市三田町1174番地
申立人　北川　眞己
本籍滋賀県長浜市三田町1210番地
最後の住所滋賀県長浜市三田町1210番地
死亡の場所岐阜県不破郡垂井町
死亡年月日令和８年５月12日
出生の場所滋賀県東浅井郡浅井町
出生年月日昭和32年５月１日
職業無職　被相続人　亡　北川　範子
滋賀県米原市須川30６番地
相続財産清算人　司法書士　菅原　信道
催告期間満了日　令和９年５月11日
大津家庭裁判所長浜支部